

## 第 20 号議案

関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の専決処分について承認を  
求める件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

## 関西広域連合条例第7号

関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。